

瀬戸市中国残留邦人等に対する支援給付施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年6月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第26号

瀬戸市中国残留邦人等に対する支援給付施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市中国残留邦人等に対する支援給付施行細則（平成20年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(決定通知書) 第5条 保護法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項の規定による通知は、支援給付決定通知書又は支援給付申請却下通知書によるものとする。 2 <省略> (調査依頼書) 第7条 保護法第29条第1項の規定により <u>資料の提供等を求める依頼は、調査依頼書によるものとする。</u> (扶養照会書等) 第8条 保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者（支援給付	(決定通知書) 第5条 保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項の規定による通知は、支援給付決定通知書又は支援給付申請却下通知書によるものとする。 2 <省略> (調査依頼書等) 第7条 保護法第29条の規定により <u>調査を囑託し、又は報告を求める依頼は、調査依頼書によるものとする。</u> 2 <u>要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。）の扶養義務者に対する扶養義務の履行についての照会は、扶養照会書によるものとする。</u>

<p>を必要とする状態にある者をいう。)の扶養義務者に対する扶養義務の履行についての照会は、扶養照会書によるものとする。</p>	
<p>2 保護法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者(支援給付を必要とする状態にある者をいう。)の支援給付の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書によるものとする。</p>	
<p>3 保護法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告書によるものとする。</p>	
<p>(入所等依頼書)</p>	<p>(入所等依頼書)</p>
<p>第9条 <省略></p>	<p>第8条 <省略></p>
<p>(支援給付金品の支給方法等)</p>	<p>(支援給付金品の支給方法等)</p>
<p>第10条 <省略></p>	<p>第9条 <省略></p>
<p>(徴収金等納入申出書)</p>	
<p>第11条 保護法第78条の2第1項の規定により支援給付費から保護法第78条の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金等支払申出書によるものとする。</p>	
<p>(諸書類の様式)</p>	<p>(諸書類の様式)</p>
<p>第12条 <省略></p>	<p>第10条 <省略></p>

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。